

この1冊で届出の取扱いの流れをマスター！ フローチャート、豊富な記載例ですぐ理解できる！



戸籍実務のための 孤独死・行旅死亡人・ 身寄りのない高齢者等に おける死亡届の手引き 墓地埋葬法・埋火葬許可に関する解説付き

孤独死等戸籍実務研究会 編

2022年7月刊 B5判 164頁 定価2,420円(本体2,200円) 978-4-8178-4823-9 商品番号:40921 略号:孤独届

●『身寄りのない高齢者の死亡』や『孤独死』の事例を戸籍に反映させるための手続き、身元不明の『行旅死亡人』に関する戸籍法の手続きを解説。墓地埋葬法についても収録。

2 親族等からの死亡届出が期待できない場合の死亡届出・通知・申出のフローチャート

死亡者が成年被後見人等だった

はい → (1) 成年被後見人等からの死亡届出 (8頁)

いいえ → 死亡した場所は病院・施設等で家庭介護人がある

はい → 死亡場所は私立病院等の民間の施設又は公立病院等の公設所

いいえ → (2) 家庭介護人等からの死亡届出 (9頁) / (3) 公設所の長からの死亡届出 (17頁)

死亡に関して警察が取り扱った

はい → 孤独死等(事業以外の死亡)又は水難、火災その他の事案による死亡

いいえ → (4) ①警察官からの死亡通知 (21頁) / (4) ②警察官からの死亡報告 (31頁)

死亡者は生活保護受給者等、福祉事務所等と一定の関わりがあった(又は死亡者が外国人である)

はい → (5) 福祉事務所長等からの死亡事項記載申出 (34頁)

いいえ → (6) 無資格者からの死亡事項記載申出(戸籍担当から管轄法務局へ記載許可申請) (45頁)

死亡者が外国人

いいえ → (7) 外国人について、無資格者からの死亡届(不受理) (48頁)

戸籍記載例、死亡届記載例がわかる

②戸籍記載例(山下敏子「戸籍の窓口」2頁(平成28年))

・死亡報告を受理した市区町村から死亡者の本籍地に送付された場合

【死亡日】令和4年2月7日
【死亡時分】推定午前3時
【死亡地】東京都街谷市
【報告日】令和4年4月1日 →死亡報告日(本籍等判明報告日は記録されない)
【報告者】街谷警察署長
【送付を受けた日】令和5年1月13日
【受理者】東京都街谷市長

・死亡報告を受理した市区町村が死亡者の本籍地だった場合

【死亡日】令和4年2月7日
【死亡時分】推定午前3時
【死亡地】東京都街谷市
【報告日】令和4年1月28日 →本籍等判明報告日(死亡報告日は記録されない)
【報告者】街谷警察署長

◆参考条文◆

戸籍法
第92条第2項(本籍不明者・認識不能者の死亡報告)
死亡者の本籍が明らかになり、又は死亡者を認識することができるに至ったときは、警察官は、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

死体取扱規則第7条第2項(本籍等の不明な死体に係る報告)
戸籍法第92条第2項の規定による報告は、死亡者の本籍等判明報告書(別記様式第5号)により行うものとする。

◎老人ホーム等の管理者からの死亡届記載例

| | | | |
|-------------|------------------|-------------|-------------|
| 死亡届 | | 受理 令和4年4月5日 | 届出 令和4年4月5日 |
| 届出 令和4年4月5日 | 届出 令和4年4月5日 | 届出 令和4年4月5日 | 届出 令和4年4月5日 |
| 東京都街谷市長 殿 | | | |
| 氏名 | 千代田 太郎 | | |
| 生年月日 | 昭和23年4月5日 | 性別 | 男 |
| 死亡したとき | 令和4年4月3日 | 時刻 | 午後2時10分 |
| 死亡したところ | 東京都街谷市原宿谷1丁目2番3号 | | |
| 住所 | 東京都街谷市原宿谷1丁目2番3号 | | |
| 本籍 | 東京都北区 | | |
| 死亡した人の職業 | 会社員 | | |
| 死亡した人の職業 | 会社員 | | |
| 死亡した人の職業 | 会社員 | | |
| 死亡した人の職業 | 会社員 | | |
| 死亡した人の職業 | 会社員 | | |

福祉担当 戸籍担当の事務取扱上の注意も掲載

第1 親族等からの死亡届出が期待できない場合の死亡届出・報告・申出の手引き

1. はじめに / 2. 親族等からの死亡届出が期待できない場合の死亡届出・通知・申出のフローチャート / 3. 手続きの一覧表 / 4. ケース別の死亡手続き

第2 行旅死亡人取扱関係

1. はじめに / 2. 行旅死亡人等取扱いに当たっての心構え / 3. 行旅死亡人等取扱いの実施機関 / 4. 行旅死亡人等取扱いの流れ / 5. 行旅死亡人等取扱いの関係書類 / 6. 行旅死亡人身元判明時の措置 / 7. 引取者なき死胎の取扱い

第3 墓地埋葬法・埋火葬許可に関する解説

1. 「埋葬」「火葬」「焼骨」「改葬」「墳墓」「墓地」「納骨堂」「火葬場」とは(用語の定義) / 2. 市区町村の発行する「埋火葬許可証」「火葬許可証」という書面の意味 / 3. 死亡から納骨までの一般的な流れ(遺族の視点から) / 4. 死亡直後24時間は埋火葬できない理由 / 5. 埋火葬許可証の死因欄にある「一類感染症等」とは / 6. 新型コロナウイルス感染症による死亡における埋火葬許可証の死因欄はどうなるのか / 7. 分骨とは / 8. 「散骨」には許可は必要なのか / 9. 「樹木葬」ができる場所とは / 10. 改葬とは / 11. 改葬許可及びその許可権者とは / 12. 自宅安置するための焼骨の墳墓・納骨堂からの取出しは改葬に当たるか / 13. 墳墓・納骨堂から取り出した焼骨を自宅安置していたが、その後、埋蔵・収蔵することにしたときの改葬許可はすべきか / 14. 土葬した死体を火葬するには / 15. 海外で火葬した焼骨を国内で埋蔵・収蔵する

